

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 10 月 15 日(金) 号外第 89 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則      鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則（48）（医療政策課）・・・ 3  
                 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
                 （49）（水・大気環境課）・・・ 9
- ◇ 人委規則      住居手当に関する規則の一部を改正する規則（17）（給与課）・・・ 13

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正に伴い、看護職員修学資金の返還の債務の履行猶予の条件を改めるとともに、修学生であった者等の子育て環境の向上に寄与するため、当該履行猶予の条件に看護職員養成施設に係る修学生であった者等が自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の医療機関等を退職した場合を加える等の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予の条件のうち、訪問看護事業所において看護職員の業務に従事する場合の要件である3年以上の医療機関等での実務経験を廃止する。
- (2) 看護職員修学資金等の返還の債務の履行猶予の条件に、看護職員養成施設に係る修学生であった者等であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として看護職員の業務に従事していた県内の医療機関を退職したものが、自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間、出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間又は3歳に達しない子を養育している間のいずれかにあるときを加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行日とする。

## 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部が改正され、浄化槽保守点検業を営もうとする者の更新の登録について定められたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 登録の申請に係る申請書の様式を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする(2)の一部及びイを除き、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第48号

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号、号の細目及び様式の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号、号の細目及び様式の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（貸付金の返還）</p> <p>第11条 看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>第13条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内</u>）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>第13条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内</u>）に、月賦均等</p>	<p>（貸付金の返還）</p> <p>第11条 看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（<u>第13条第1項第3号において「看護職員養成施設の修学生」という。</u>）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>同条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内</u>）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生（<u>第13条第1項第4号において「大学院の修士課程の修学生」という。</u>）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（<u>同条の規定により猶予された期間</u></p>

払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

(1)及び(2) 略

3及び4 略

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生であった者(修学資金の貸付金を終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(工に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事しているとき。

ア 病院

イ及びウ 略

エ 略

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

カ 略

(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(工に掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事しているとき。

ア~カ 略

(5) 第3号の場合に該当する修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の

がある場合にあつては、当該猶予期間を加算した期間内に)、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

(1)及び(2) 略

3及び4 略

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(オに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事しているとき(キに掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事したときに限る。)。

ア 病院(工に掲げるものを除く。)

イ及びウ 略

エ 児童福祉法第7条第6項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

オ 略

カ 介護老人保健施設

キ 略

(4) 大学院の修士課程の修学生が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(工に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事しているとき(カに掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。)。

ア~カ 略

<p>日までの間</p> <p>イ <u>出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p>ウ <u>3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(6) <u>第4号の場合に該当する修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p>ア <u>自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u></p> <p>イ <u>出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p>ウ <u>3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
<p>2 知事は、<u>奨学生であった者(奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>前号の場合に該当する者が、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職し、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p>ア <u>自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u></p> <p>イ <u>出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p>ウ <u>3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第15条 <u>修学生であった者は、正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>奨学生であった者は、正当な理由がなくて、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第15条 <u>修学生は、正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>奨学生は、正当な理由がなくて、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算し</u></p>

じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(届出)

第16条 修学生及び奨学生並びに修学生であった者及び奨学生であった者(以下この条において「修学生等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

(8) 第13条第1項第5号若しくは第6号若しくは同条第2項第4号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき。 養育状況等変更届(様式第17号)

(9) 就業場所を移転したとき 就業場所移転届(様式第18号)

(10) 看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第19号)

(11) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第20号)

(12) 看護職員の免許を取得したとき 免許取得届(様式第21号)

2 連帯保証人は、修学生等が死亡したときは死亡届(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生等は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

様式第9号(第14条関係)

修学資金・奨学金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

た金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(届出)

第16条 修学生及び奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

(8) 就業場所を移転したとき 就業場所移転届(様式第17号)

(9) 看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務を廃止したとき 業務廃止届(様式第18号)

(10) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第19号)

(11) 看護職員の免許を取得したとき 免許取得届(様式第20号)

2 連帯保証人は、修学生又は奨学生が死亡したときは死亡届(様式第21号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生及び奨学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

様式第9号(第14条関係)

修学資金・奨学金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 電話番号	氏 名 電話番号
<p>次のとおり、修学資金・奨学金の返還を猶予くださるようお願いします。</p> <p>1～7 略</p> <p><u>注 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第13条第1項第5号若しくは第6号又は同条第2項第4号に該当して申請書を提出する場合には、5の「希望の返還猶予期間」には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。</u></p> <p>様式第16号（第16条関係） 略</p> <p>様式第17号（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">養育状況等変更届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">修学生・奨学生 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>修学資金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 決定番号 第 号</p> <p>2 届出の事由が発生した年月日 年 月 日</p> <p>3 変更事項</p> <p>様式第18号（第16条関係） 略</p> <p>様式第19号（第16条関係） 略</p> <p>様式第20号（第16条関係） 略</p> <p>様式第21号（第16条関係） 略</p> <p>様式第22号（第16条関係） 略</p>	<p>次のとおり、修学資金・奨学金の返還を猶予くださるようお願いします。</p> <p>1～7 略</p> <p>様式第16号（第16条関係） 略</p> <p>様式第17号（第16条関係） 略</p> <p>様式第18号（第16条関係） 略</p> <p>様式第19号（第16条関係） 略</p> <p>様式第20号（第16条関係） 略</p> <p>様式第21号（第16条関係） 略</p>

様式第23号（第16条関係） 略

様式第22号（第16条関係） 略

附 則

この規則は、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第53号）の施行の日から施行する。



鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第49号**

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>更新</u>の登録の申請）</p> <p>第2条 条例第3条第3項の規定による<u>更新</u>の登録の申請は、登録の有効期間の満了の日前30日までにしなければならない。</p> <p>（変更登録申請書の様式等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>新たな営業区域を専任する浄化槽管理士に係る第4条第4項第2号、第4号及び第5号に掲げる書類</u></p> <p>(3) 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>浄化槽保守点検業者登録（<u>更新登録</u>）申請書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>収入証紙 はり付け 欄</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">浄化槽保守点検業者の登録（<u>更新の登録</u>）を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> </div>	<p>（<u>新たな登録</u>の申請）</p> <p>第2条 条例第3条第3項の規定による<u>新たな登録</u>の申請は、<u>従前</u>の登録の有効期間の満了の日前30日までにしなければならない。</p> <p>（変更登録申請書の様式等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>新たな営業区域を専任する浄化槽管理士に係る第4条第4項第4号、第6号及び第7号に掲げる書類</u></p> <p>(3) 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>浄化槽保守点検業者登録申請書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>収入証紙 はり付け 欄</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">浄化槽保守点検業者の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> </div>

年 月 日

郵便番号

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 (印)  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

登録の種類	新規・更新		
営業所	名称	所在地	電話番号
略			

様式第5号(第5条関係)

(表面)

略

住所	郵便番号 電話番号
略	

(裏面)

営業所	名称	所在地	電話番号
略			

様式第6号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者変更登録申請書  職 氏 名 様  浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。  年 月 日  郵便番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">収入証紙 はり付け 欄</td> </tr> </table>	収入証紙 はり付け 欄
収入証紙 はり付け 欄		

年 月 日

\_\_\_\_\_

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 (印)  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

営業所	名称	所在地	電話 局 番
略			

様式第5号(第5条関係)

(表面)

略

住所	_____
(電話 局 番)	
略	

(裏面)

営業所	名称	所在地	電話 局 番
略			

様式第6号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者変更登録申請書  職 氏 名 様  浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。  年 月 日  _____	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">収入証紙 はり付け 欄</td> </tr> </table>	収入証紙 はり付け 欄
収入証紙 はり付け 欄		

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

様式第7号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業者の登録事項に変更を生じたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

様式第8号(第8条関係)

浄化槽保守点検業廃止等届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業の廃止等をしたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

略

様式第7号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業者の登録事項に変更を生じたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

略

様式第8号(第8条関係)

浄化槽保守点検業廃止等届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業の廃止等をしたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

申請者 住所 フリガナ 氏名 ④ (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) 電話番号	申請者 住所 フリガナ 氏名 ④ (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名) (電話 局 番)
略	略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成22年鳥取県条例第49号)附則第3項の規定により行われる更新の登録の申請は、この規則の施行の日前においても、改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則様式第1号により行うものとする。

# 人 事 委 員 会 規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第17号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）<u>第2条第1項に規定する知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる公益的法人等又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>（3） 略</p>	<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）<u>第2条第1項各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>（3） 略</p>

### 附 則

この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。